関西自然保護機構会報 14 (1) : 1−3, 1992

巻頭言

ある「環境アセスメント」

牧　　岩男
（KONC理事長・和歌山大学教育学部）

「先生んとこの裏山がゴルフ場になるんでっせ。ぜひ，お願いします。」という，どうにも逃げ場のない説得のされ方をして，いま，はやりの「……を考える会」の代表を引き受けてからもう３年近くになる。おかげで，この間，集会の挨拶係，市長や県との交渉，連合自治会長との話合い，署名活動等々，いろいろな初体験をした。それらの中で，ここでは「環境アセスメント」について紹介してみたい。少し大きな規模の開発には，環境アセスメントが必要不可欠であるかのような雰囲気になり，そのこと自体は結構なことであるが，内容について大変気になったからである。私が住んでいる和歌山でも，50ha 以上の開発計画には環境アセスメントを行うよう県が指導している。

まず，全体の構成から紹介してみると，事業計画にのっとって環境保全目標をたて，環境影響要因および環境評価項目を決め，さらに，適用範囲および予測の時点を項目ごとに設定し，現地調査を行い，結果に基づいて影響予測と評価を行っている。

影響要因および評価項目の取り上げ方には不満な点がいくつかあるが，それなりに整った体裁を備えており，どこかに見本があるのだなと思わせる。ただ，影響の範囲は項目ごとに違い，設定に当たっては慎重さと明確さが要求されるはずであるが，意識的に曖昧にしたと思われる箇所がいくつかあり，とりわけ，現地は大阪府と境を接しているにもかかわらず，対象区域を和歌山に限っているのには問題を感じた。県境を越えれば関係ないとでもいうつもりであろうか，問題は環境の保全にあるはずなのだが。

生物に関する調査結果はその大半が種名で占められている。「調査地域及びその周辺地域で確認された哺乳類は，表 5. 2. 8 に示す５目７科11種で，……」，「当調査区では，シダ植物10科32種，種子植物82科361種（裸子植物５科８種，被子植物77科353種），総計92科393種の高等植物が確認された。」といった調子で始まり，後はいわゆる貴重種の指摘，あるいは，種数の少ないグループでは種ごとの図鑑的解説がなされている。

判断に困ったのは記載が引用によるものなのか，あるいは，現地で確認できたものなのか，必ずしも明確でないことである。少なくとも季節を配慮した現地調査をして欲しいものだが，短い調査日程と少ない予算では望む方が無理なのだろうか。むしろ，意識的に区別せずに報告している節が伺われるのは残念である。

つぎに，影響予測であるが，その一部を引用してみると，「イノシシは，県境の稜線部に小数生息しているものと考えられるが，この地域は残地森林地区であるので，着工時点で逃避するものと考えられる。また，周辺地域には，これらの動物に適した環境区が広がっていることから，種の保全上支障が生じることはないものと考えられる。」；「周辺地域においては，カスミサンショウウオの生息に適した環境区が広がっており，多数が出現しているところから，種の保全上著しい影響はないものと考えられる。」；「ゲンジボタルは○○川，△△川沿いで出現しているが，出現の多くは△△川沿いの造成工事による汚濁に関係のない

場所であるので，著しい影響が及ぶことはないものと考えられる。」；「魚類の重要種としては，ヨシノボリの1種が出現した。……，埋立に先立って捕獲し，造成区域外で○○池と同環境の△△池に放流することにする。」；「景観林は造成地に隣接するが，造成部分に含まれないから影響は軽微である。景観木は，視認性が低く，かつ巨木と言えるような大径木はないので，これらの消滅が景観の保全上支障を来すことはない。」といった具合いである。引用が長くなったが肝心な部分なのでお許しを願いたい。

予測の論法は以上につきる。すなわち，他の場所に逃げて行くから心配なく；一部絶滅しても他の場所にたくさん生息しているからいいのであり；同じ環境の場所へ移すから大丈夫で；隣接した区域だから影響はないのである。

逃げていく場所や移殖する場所の調査結果を全く示さずに；定量採集が行われた形跡もないのに；群集維持に必要な空間の広さに対する配慮を全くせずに大胆な予測をするものである。

そして，陸生動物についての評価は，「……当該造成工事が開発区域及びその周辺区域における重要な動物の保全に著しい支障を及ぼすことはなく，また，周辺地域における動物に著しい影響を及ぼすこともないものと考えられる。」と言うことになるのである。植物についても大同小異で，「……工事の実施に当たっては，適切な保全策を講じることにより，貴重種や景観植生の保全上特別の支障はないものと考える。」と判断されている。最後に，大変驚いたことは，評価に責任を持つ機関あるいは組織名がどこにも明記されていない。

このように見てくると，いわゆる「環境アセスメント」は開発計画促進のための道具以外の何物でもない。しかし，いっぽうで，「神経を使って書いているなあ」と驚く箇所もいくつかあるのである。環境基準が設定されている項目である。大気汚染については，山の中の工事であるのに，わざわざ二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素，炭化水素についても言及しているし，水質汚濁にかかわってBOD測定値については，誰がみても小細工と判る操作までして，取り繕っているのである。

感想を交えながらのたった1例の紹介であるが，似たような内容の「環境アセスメント」が全国で数え切れないほど作成されているものと思われる。島津康男*によれば，環境アセスメントは「開発行為等が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲，その防止策について，代替案の比較検討を含め，事前に予測と評価を行う。」と環境庁によって定義づけられている。開発を前提として実施されるものであり，乱開発を防ぐ手段として機能するだけのものなのである。したがって，対象地域をゴルフ場にするのがいいのか，あるいは，もとの里山のままにしておく方がいいのかと言った議論は，この中では成り立ちにくい。最大限その機能を発揮させたとしても，「代替案の比較検討」にすぎない。このような限界を理解した上で，あえて，2つほど提言してみたい。

それにしても，開発業者が申請書類の一部として作成し，しかも，公表も義務づけられていない現状（一部の都道府県では条例化されている）は誠に困ったものである。遅ればせながら，多くの都道府県では「指導要綱」を作るようになり，わが和歌山県でも全国で33番目に出来上り，来年1月から実施の運びとなっている。もう一歩進めて，条例によって公表と審査の義務づけをして欲しいものである。公表されれば，前記のような即断は批判の的となるだろうからである。

法律で定められた基準には，開発業者もかなり神経質になるという傾向は注目すべきだろう。環境アセスメントの評価には生物がかなり重要な位

置を占めているにもかかわらず，生物にかかわる基準，とくに，生態学的基準は無いに等しい。内容が複雑で多岐にわたり，いわゆる基準に馴染みにくいことは分かるが，例えば，種の多様性あるいは群集生産力にかかわる部分については基準を設定できるのではないかと思われるし，設定に努力すべきではなかろうか。

＊島津康男；環境アセスメント（NHK ブックス），日本放送出版協会，1977.